

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第60号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="181 507 470 547">1～3 略</td><td data-bbox="470 507 1066 547"></td></tr><tr><td data-bbox="181 547 470 970">4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務</td><td data-bbox="470 547 1066 970"><p>略</p><p>(1) <u>規則第41条第3項ただし書及び第50条第2項ただし書の規定による期限の延長</u></p><p>(2) <u>規則第47条第4項及び第7項の規定による届出の受理</u></p><p>(3) <u>規則第47条第5項の規定による確認の取消し</u></p><p>(4)・(5) 略</p></td></tr><tr><td data-bbox="181 970 470 1010">5・6 略</td><td data-bbox="470 970 1066 1010"></td></tr></table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務	<p>略</p> <p>(1) <u>規則第41条第3項ただし書及び第50条第2項ただし書の規定による期限の延長</u></p> <p>(2) <u>規則第47条第4項及び第7項の規定による届出の受理</u></p> <p>(3) <u>規則第47条第5項の規定による確認の取消し</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>	5・6 略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1171 507 1460 547">1～3 略</td><td data-bbox="1460 507 2056 547"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 547 1460 970">4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務</td><td data-bbox="1460 547 2056 970"><p>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p><p>(1)・(2) 略</p></td></tr><tr><td data-bbox="1171 970 1460 1010">5・6 略</td><td data-bbox="1460 970 2056 1010"></td></tr></table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	<p>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p>	5・6 略	
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(14)の規則で定める事務	<p>略</p> <p>(1) <u>規則第41条第3項ただし書及び第50条第2項ただし書の規定による期限の延長</u></p> <p>(2) <u>規則第47条第4項及び第7項の規定による届出の受理</u></p> <p>(3) <u>規則第47条第5項の規定による確認の取消し</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>												
5・6 略													
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	<p>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p>												
5・6 略													

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の4の項(1)から(3)までの規定は、平成20年10月1日から適用する。